

令和 8 年 9 月 1 日

第 3 回 廿日市市議会議案説明書
(第 3 回 定例会)

廿 日 市 市

第3回廿日市市議会議案説明書目次

報告第14号	専決処分事項の報告について	1
議案第62号	廿日市市小規模事業者経営改善資金融資利子補給基金の設置、管理及び処分に関する条例	3
議案第63号	廿日市市一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例	5
議案第64号	廿日市市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例	7
議案第65号	廿日市市景観条例の一部を改正する条例	9
議案第68号	工事請負契約の締結について	11
議案第69号	公の施設の指定管理者の指定について	13
議案第70号	工事請負契約の締結について	15
議案第71号	公の施設の指定管理者の指定について	17
議案第72号	和解に応ずることについて	19
議案第73号	公の施設の指定管理者の指定について	21
議案第74号	財産の取得について	23
議案第75号	廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について	25
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	27

(報告第 1 4 号)

専決処分事項の報告について

(工事委託契約の変更について)

(宮島口みなとまちづくり推進課)

1 専決処分した理由

令和 7 年議案第 5 1 号により契約を締結することについて議決を得た鼓ヶ浜横断歩道橋耐震補強工事の委託契約については、工事内容の一部変更に伴う設計変更により、委託金額を変更する必要性が生じたので、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

現 委 託 金 額	変 更 委 託 金 額	増 加 額
337, 568, 000円	344, 828, 000円	7, 260, 000円

3 専決処分年月日

令和 8 年 7 月 1 0 日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第 1 8 0 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第 3 号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 6 号）第 2 条の規定により議会の議決を得た契約について、請負金額の増額又は減額が当該請負金額の 1 0 0 分の 5 を超えない変更契約を締結すること。

(議案第 6 2 号)

廿日市市小規模事業者経営改善資金融資利子補給基金の設置、
管理及び処分に関する条例

(産 業 振 興 課)

1 制定の理由

小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）に対する利子補給の実施に要する経費の財源に充てるため、廿日市市小規模事業者経営改善資金融資利子補給基金（以下「基金」という。）を設置しようとするものである。

2 基金の内容

(1) 積立金の額

基金として積み立てる額は、市が国から交付を受けた物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金をもって積み立て、その額は予算で定める。

(2) 管理の方法

ア 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

イ 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(3) 処分ができる場合

基金は、設置の目的に従い、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(4) 運用益金

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

(5) 繰替運用

財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用するこ

とができる。

(6) 条例の失効

この条例は、令和 11 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上し、国庫に納付するものとする。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

地方自治法

第 241 条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

⑧ 第 2 項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

(議案第 6 3 号)

廿日市市一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査
結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例

(循環型社会推進課)

1 改正の理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正され、非常災害廃棄物の処理について再々委託が可能になったことなどに伴い、必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 生活環境影響調査結果の縦覧等の手続の対象となる一般廃棄物処理施設の設置者に、非常災害廃棄物の処分について再々委託を受けた者を追加する。
- (2) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第 9 条の 3

- ② 前項の規定による届出をしようとする市町村の長は、同項に規定する第 8 条第 2 項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たっては、政令で定める事項について条例で定めるところにより、前項に規定する調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供し、当該届出に係る一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与するものとする。

第 9 条の 3 の 3

- ② 前項の規定による届出をしようとする者は、同項に規定する第 8 条第 2 項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たっては、政令で定める事項について条例で定めるところにより、前項に規定する

調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供さなければならない。この場合において、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、政令で定める事項について条例で定めるところにより、当該届出をしようとする者に対し、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

(議案第 6 4 号)

廿日市市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例

(こ ど も 課)

1 改正の理由

留守家庭児童会の利用料について、おやつ代及び教材費等の一部を加えた額（以下「おやつ代等」という。）に改定しようとするものである。

2 改正の内容

児童 1 人当たりの月額の利用料を次のとおり改定する。

区 分	現 行	改 正 案
同一世帯 1 人目	3,000 円（おやつ代は実費を別途現金で徴収）	4,000 円（おやつ代等を含む。）
同一世帯 2 人目以降	1,500 円（おやつ代は実費を別途現金で徴収）	2,500 円（おやつ代等を含む。）

3 施行期日

令和 9 年 4 月 1 日

4 根拠法令

地方自治法

第 1 4 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。

② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

(議案第 6 5 号)

廿日市市景観条例の一部を改正する条例

(都 市 計 画 課)

1 提案の要旨

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律において景観法の一部が改正されたことにより、条例で引用している同法の規定が移動したことなどに伴い、必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 施行期日

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律附則第 1 条本文に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

3 根拠法令

議案第 6 4 号説明書に同じ。

(議案第 6 8 号)

工事請負契約の締結について

(契 約 課)

1 提案の要旨

廿日市市原 4 3 9 番地 2 において施工する原市民センターリニューアル及びエレベーター設置工事の請負契約を締結しようとするものである。

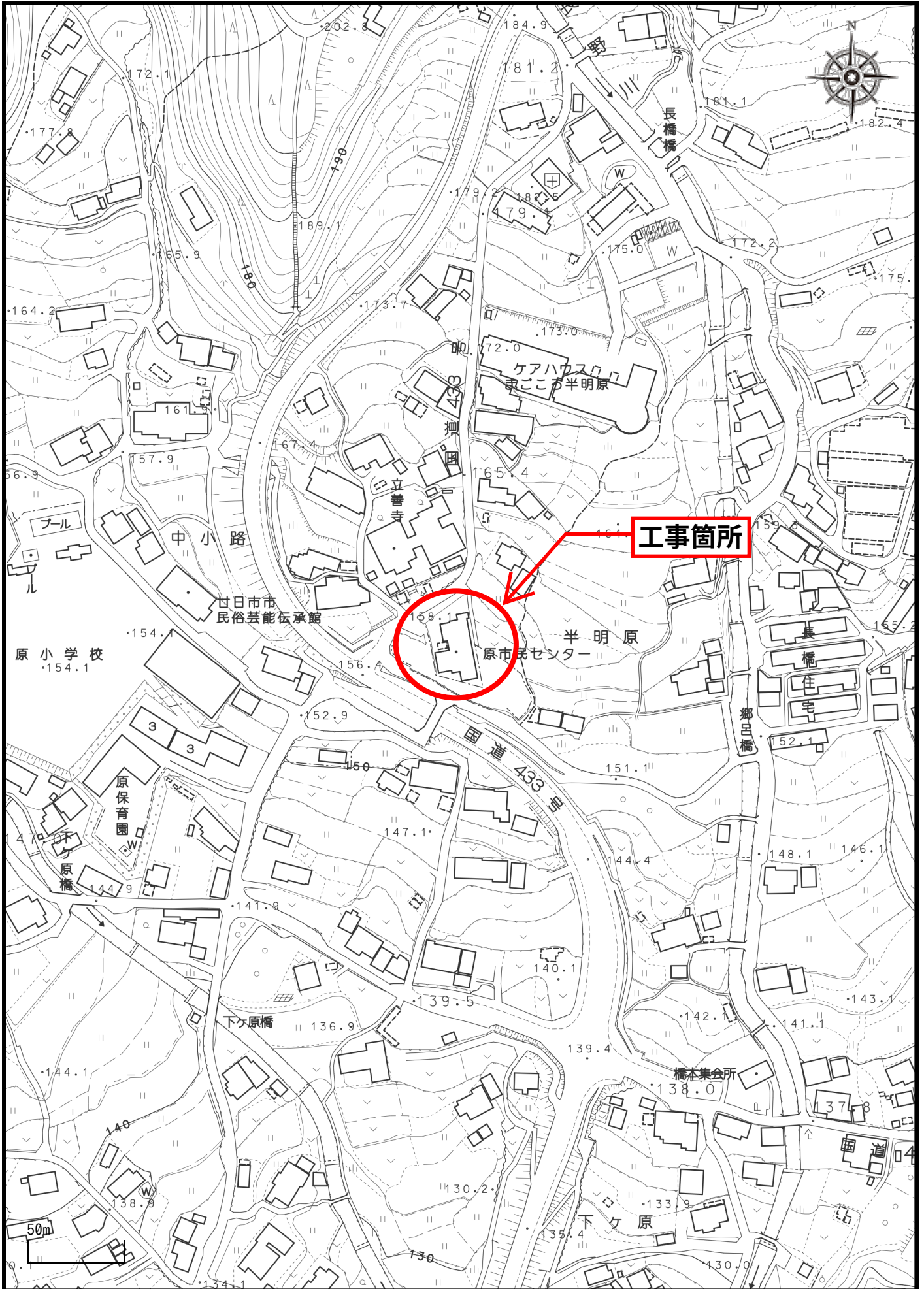
2 請負契約の内容

- (1) 工事内容 リニューアル工事 一式
エレベーター設置工事 一式
- (2) 請負金額 2 3 6 , 2 8 0 , 0 0 0 円
- (3) 請 負 者 廿日市市城内三丁目 2 番 6 号
株式会社 プランニング三誠廿日市営業所
所長 久保田 進
- (4) 工 期 議決の日の翌日から
令和 9 年 6 月 3 0 日まで

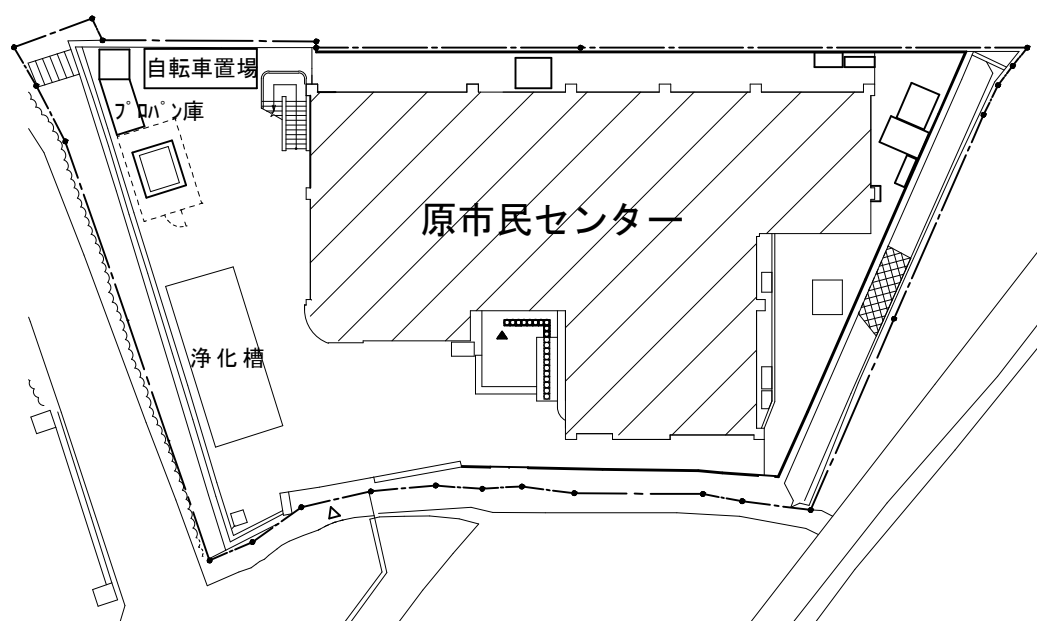
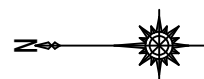
3 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号
の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1
億 5 , 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。

位置図

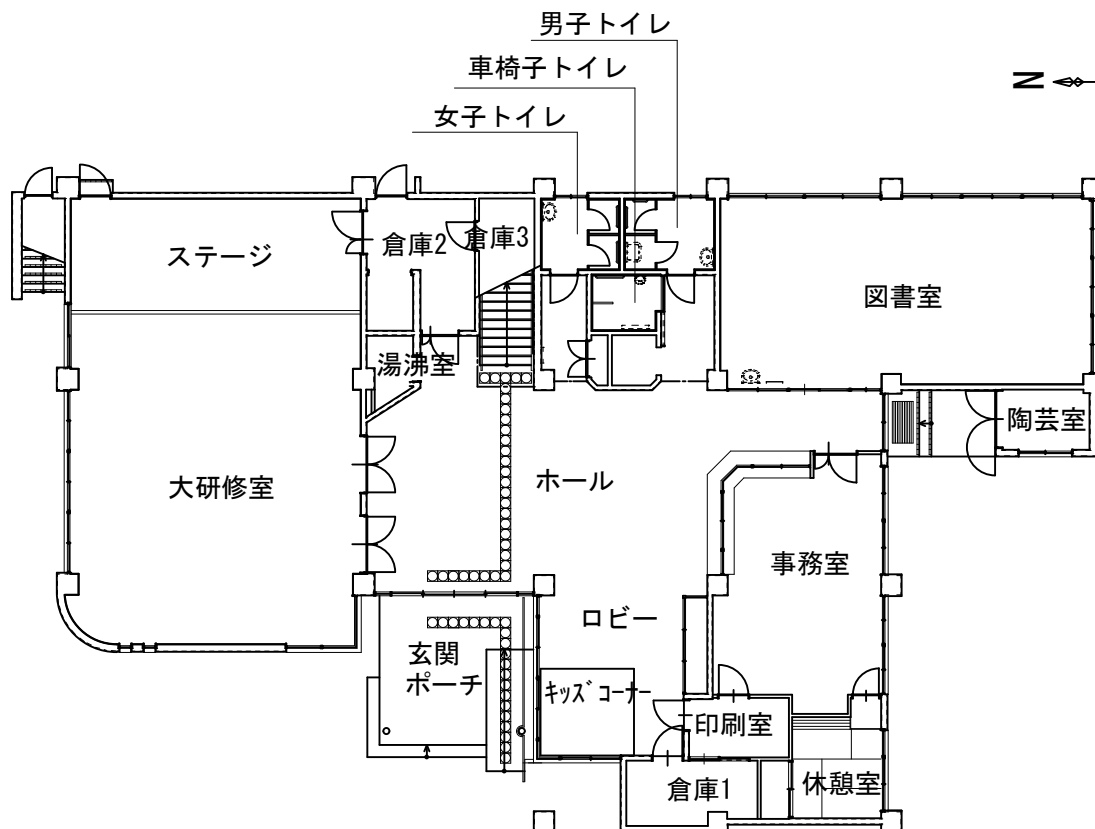


原市民センターリニューアル及びエレベーター設置工事

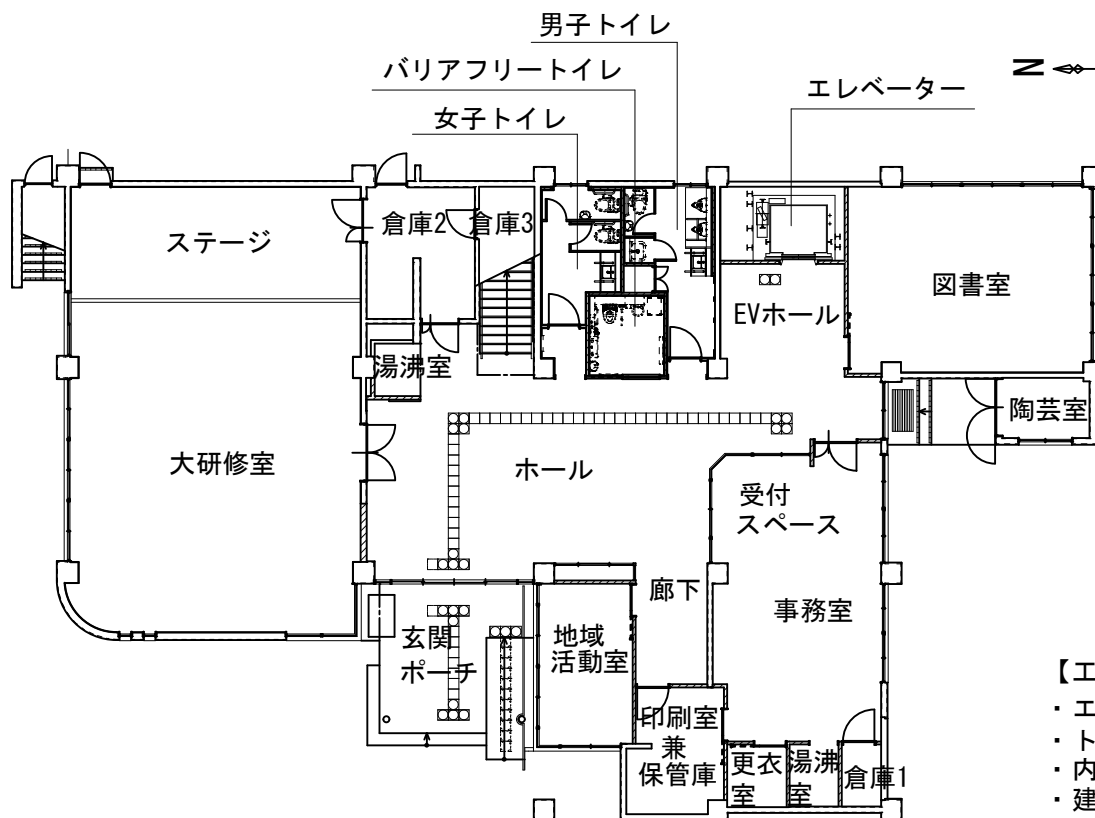


0m 10m

配置図



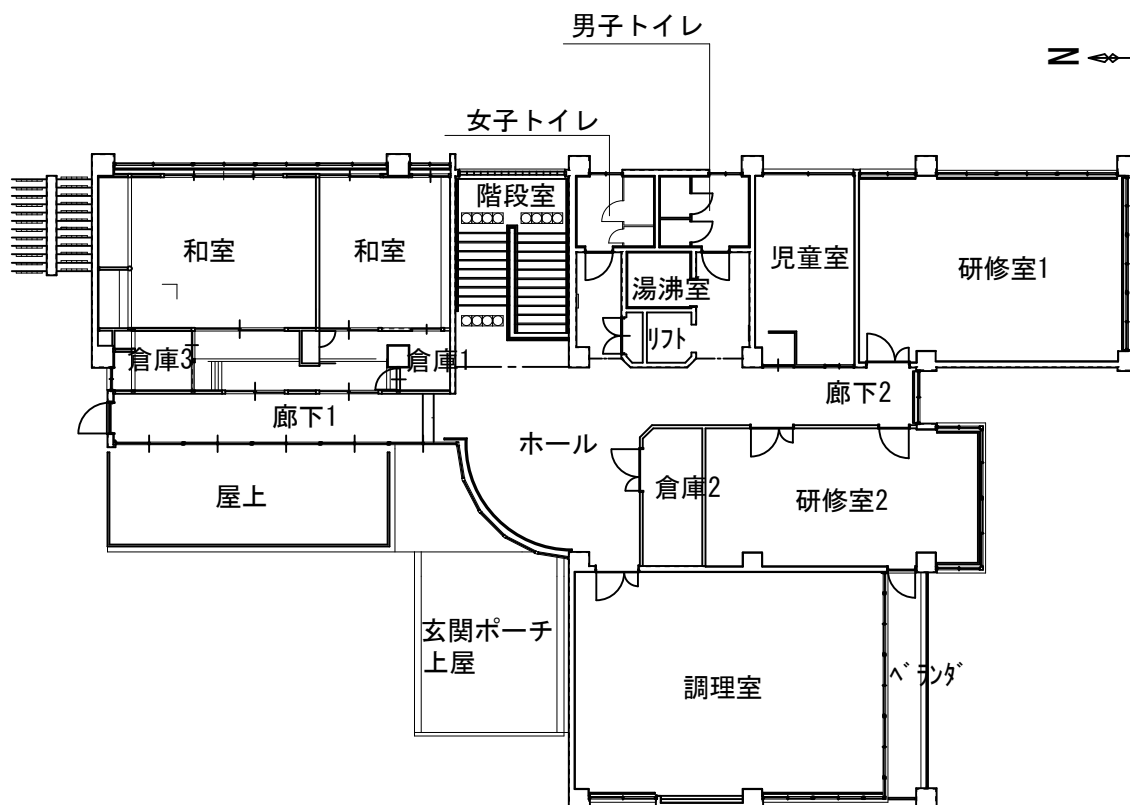
改修前 1階平面図



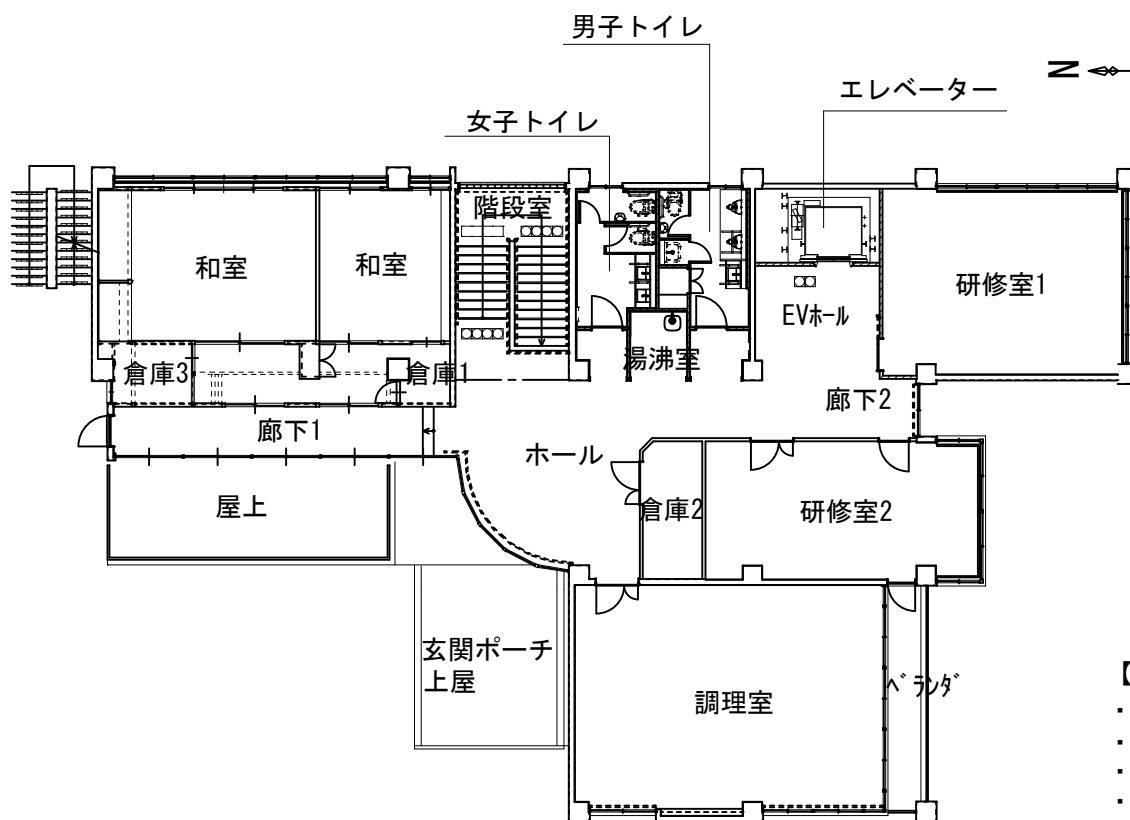
改修後 1階平面図

- 【工事内容】
- ・エレベーター設置
 - ・トイレ改修
 - ・内装改修
 - ・建具改修
 - ・電気設備改修
 - ・機械設備改修

原市民センターリニューアル及びエレベーター設置工事



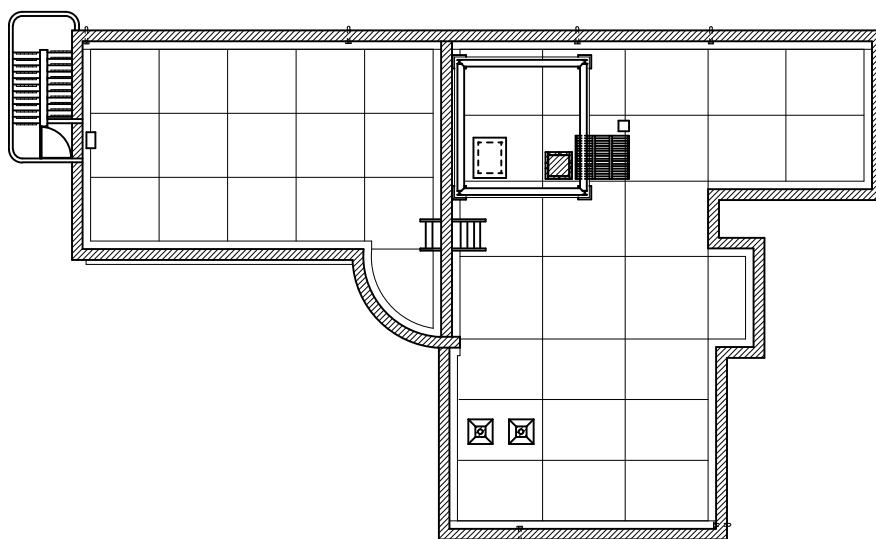
改修前 2階平面図



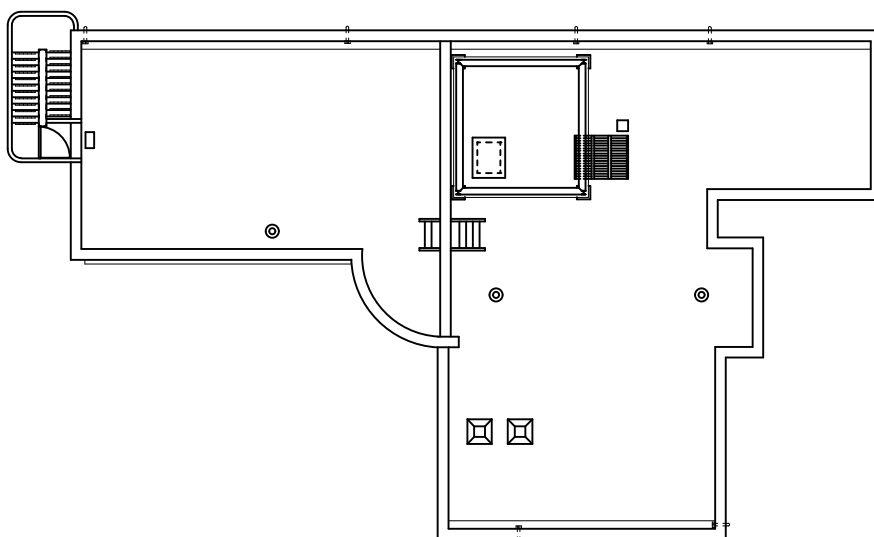
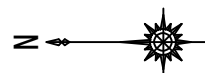
改修後 2階平面図

- 【工事内容】
- ・エレベーター設置
 - ・トイレ改修
 - ・内装改修
 - ・建具改修
 - ・電気設備改修
 - ・機械設備改修

原市民センターリニューアル及びエレベーター設置工事



改修前 屋根伏図

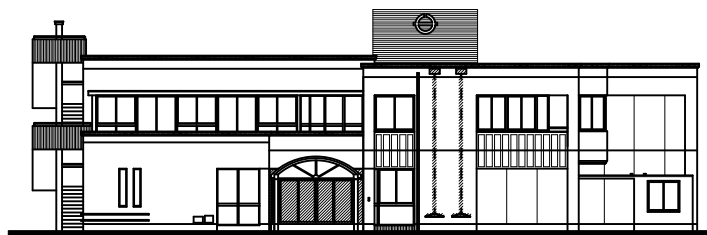


【工事内容】
・ 屋上防水改修

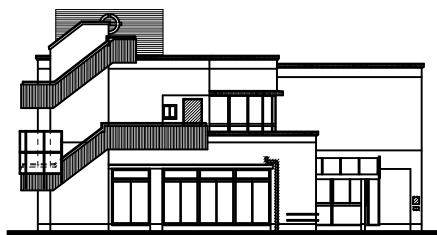


改修後 屋根伏図

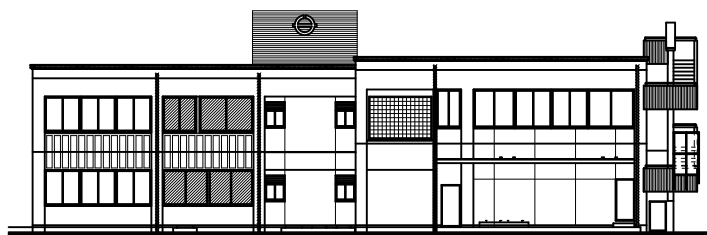
原市民センターリニューアル及びエレベーター設置工事



西面



北面

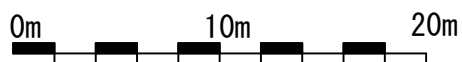


東面

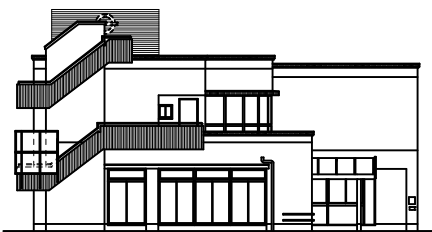


南面

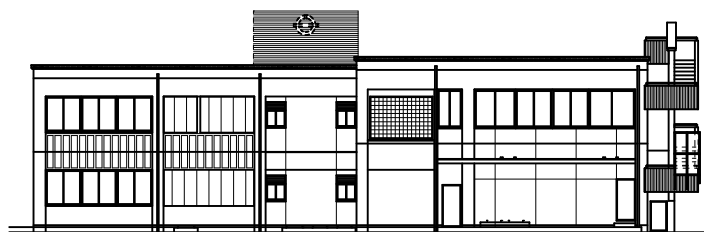
改修前 立面図



西面



北面

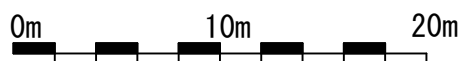


東面



南面

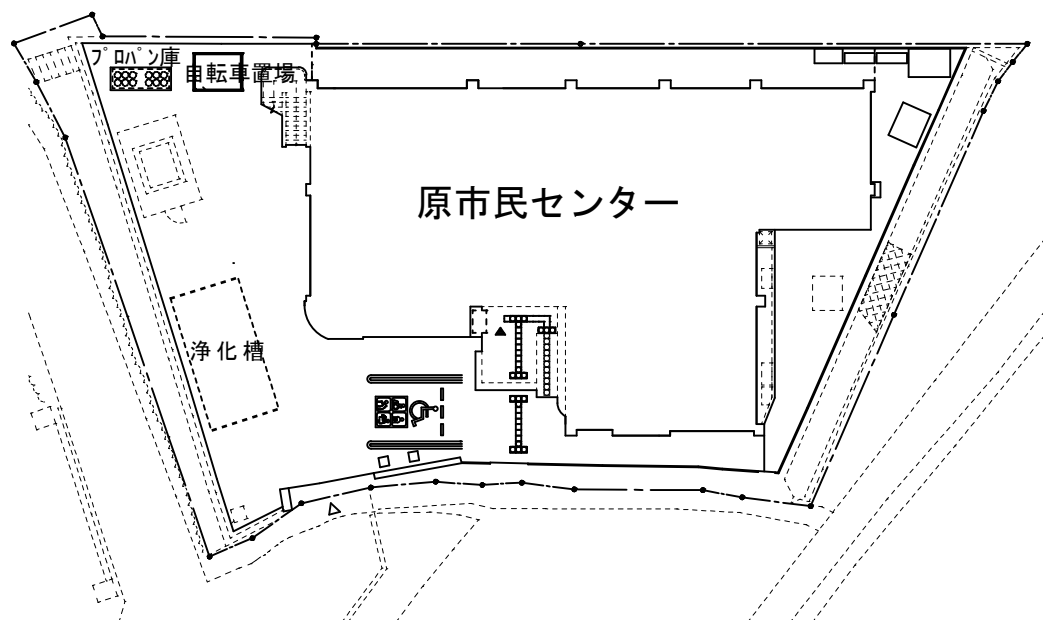
改修後 立面図



【工事内容】

- ・ 外壁改修
- ・ 建具改修

原市民センターリニューアル及びエレベーター設置工事



0m 10m

改修後 外構図

【工事内容】

- ・ 外構改修
- ・ 浄化槽更新

(議案第 69 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(人権・市民生活課)

1 提案の要旨

霊峯墓苑、第二霊峯墓苑及び第三霊峯墓苑並びに廿日市市火葬場霊峯苑の指定管理者の指定期間が、令和 9 年 3 月 31 日をもって満了することに伴い当該施設の指定管理者を新たに指定するとともに、第三霊峯納骨堂の指定管理者を指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

霊峯墓苑

第二霊峯墓苑

第三霊峯墓苑

第三霊峯納骨堂

廿日市市火葬場霊峯苑

(2) 指定管理者となる団体の名称

日本斎苑・東洋観光コンソーシアム

代表者 広島市中区本川町二丁目 1 番 9 号

株式会社 日本斎苑

代表取締役 渡 部 彰

構成員 広島市中区田中町 2 番 10 号

東洋観光株式会社

代表取締役 今 井 誠 則

(3) 指定の期間

令和 9 年 4 月 1 日から

令和 14 年 3 月 31 日まで

2 根拠法令

地方自治法

第 244 条の 2

- ⑥ 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(議案第 7 0 号)

工事請負契約の締結について

(循環型社会推進課)

1 提案の要旨

廿日市市宮内 3 8 6 0 番地において施工する旧廿日市市清掃センター解体工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

(1) 工事内容 ごみ焼却施設等の解体

ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設

鉄筋コンクリート造及び一部鉄骨造

地下 1 階、地上 4 階建て

延べ面積 3, 4 8 8 . 1 2 平方メートル

旧 R D F 製造施設可燃ごみ移送コンベヤ

その他附属施設

(2) 請負金額 6 5 3 , 4 0 0 , 0 0 0 円

(3) 請 負 者 前田産業・英伸建設旧廿日市市清掃センター解体工事特定建設工事共同企業体

代表者 広島市南区比治山町 3 番 1 4 - 3 1 1 号

株式会社 前田産業広島支店

広島支店長 前 田 洋 起

構成員 廿日市市宮園一丁目 1 0 番地 1 4

有限会社 英伸建設

代表取締役 篠 川 将 典

(4) 工 期 議決の日の翌日から

令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

3 根拠法令

議案第 6 8 号説明書に同じ。

位置図

旧廿日市市清掃センター解体工事



1 / 5,000

配置図

解体工事範囲 凡例



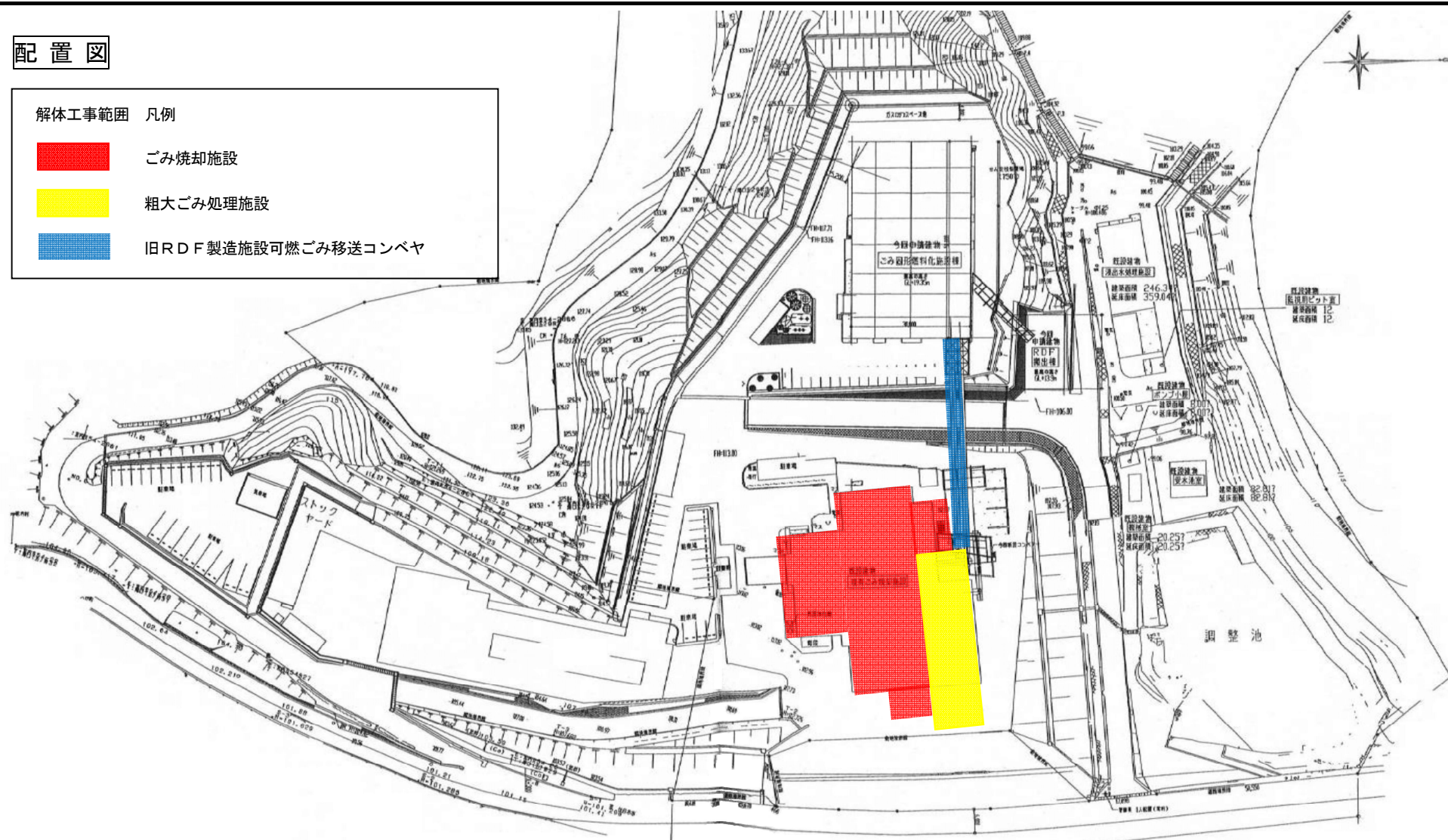
ごみ焼却施設



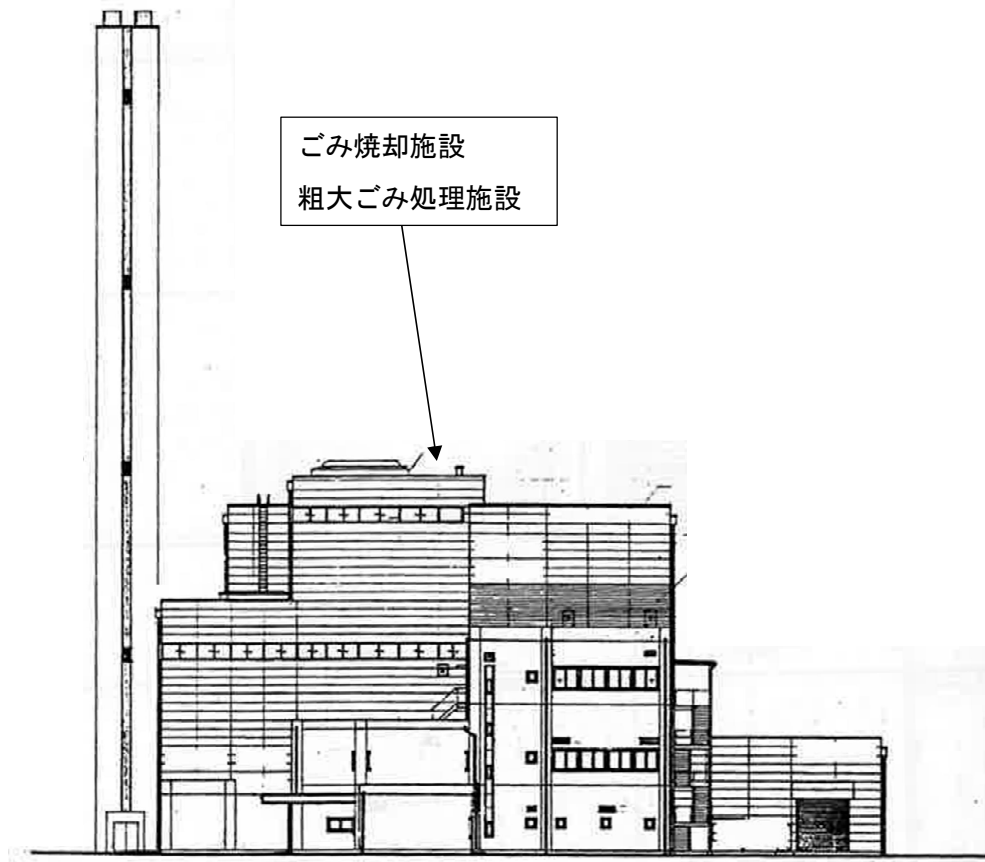
粗大ごみ処理施設



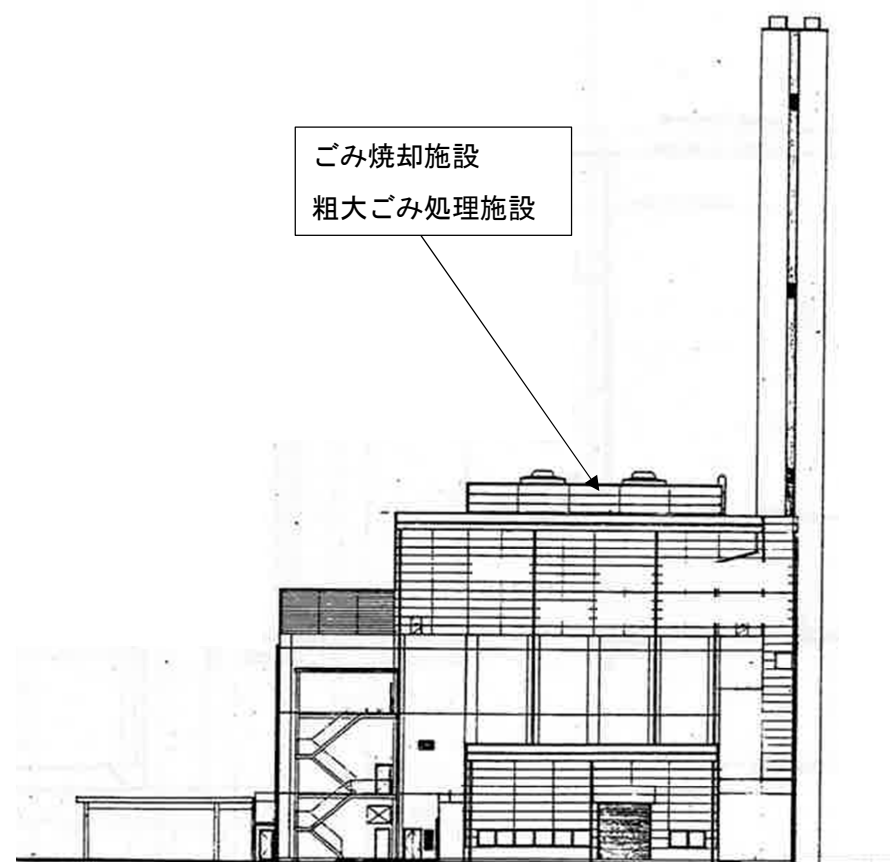
旧RDF製造施設可燃ごみ移送コンベヤ



旧廿日市市清掃センター解体工事（配置図）1/1000

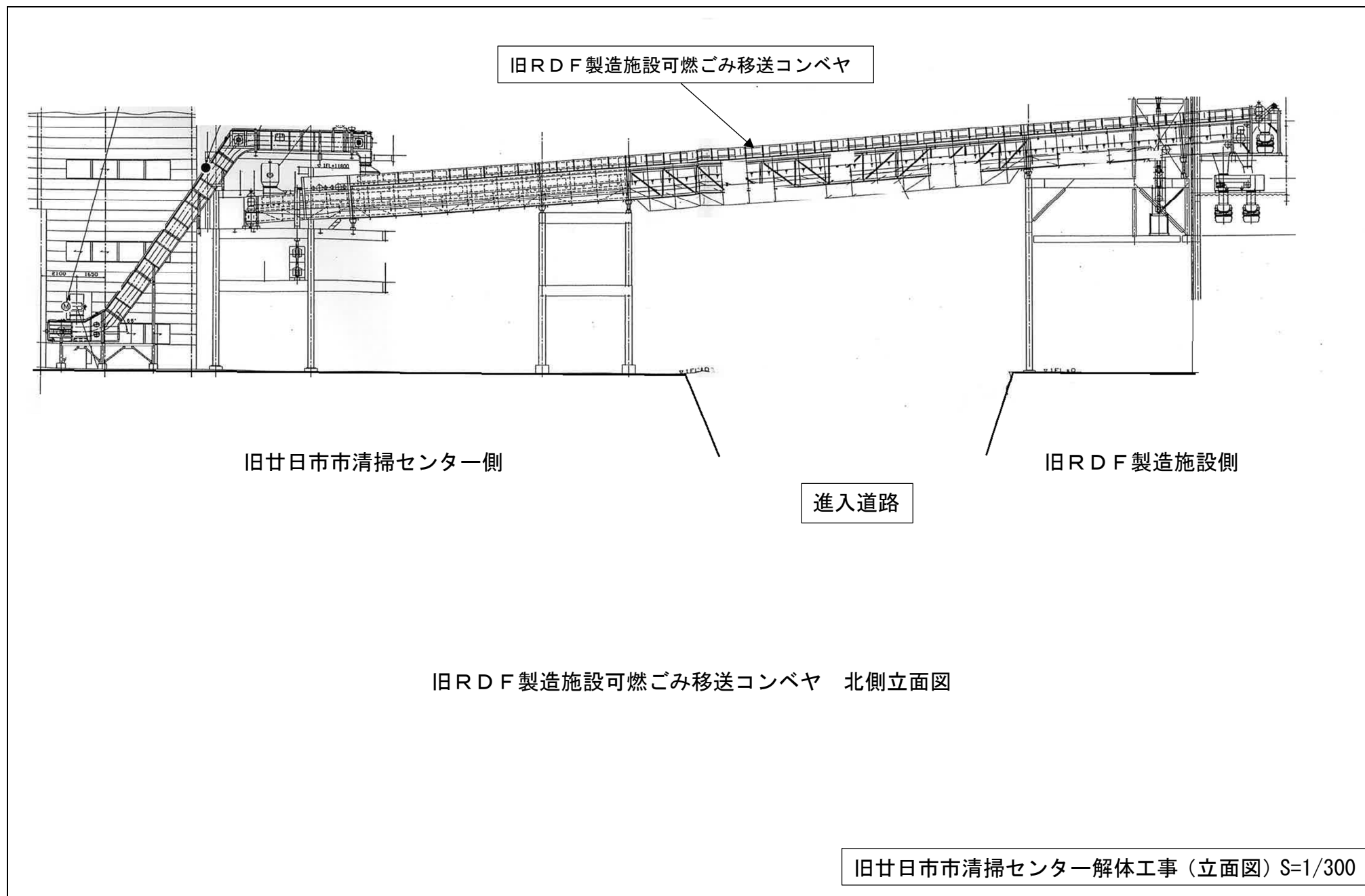


南側立面図



東側立面図

旧廿日市市清掃センター解体工事（立面図）S=1/300



(議案第 7 1 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(宮島水族館企画室)

1 提案の要旨

宮島水族館の指定管理者を次のとおり指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

宮島水族館

(2) 指定管理者となる団体の名称

宮島水族館共同事業体

代表者 兵庫県神戸市中央区磯辺通三丁目 1 番 7 号

株式会社 アクアメント

代表取締役 大 倉 一 夫

構成員 広島市中区大手町三丁目 8 番 5 号 エイトバレー大手町
8 階

株式会社 富山学園

代表取締役 富 山 太 朗

構成員 広島市中区袋町 4 番 3 1 号

株式会社 合人社計画研究所

代表取締役 福 井 滋

構成員 東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号 汐留シティセンター

株式会社 J T B

代表取締役 山 北 栄二郎

構成員 広島市中区大手町三丁目 7 番 5 号

株式会社 中国四国博報堂

代表取締役 大 嶋 凡 門

構成員 東京都渋谷区笹塚一丁目 6 2 番 3 号

株式会社 オークコーポレーション

代表取締役 新 牧 章 代

(3) 指定の期間

令和 9 年 4 月 1 日から

令和 1 9 年 3 月 3 1 日まで

2 根拠法令

議案第 6 9 号説明書に同じ。

(議案第 7 2 号)

和解に応ずることについて

(こ ど も 課)

1 提案の要旨

平成 3 1 年 3 月 2 8 日阿品台西保育園において、臨時保育士として勤務していた (以下「原告」という。) が園内の休憩室付近の床で転倒し、腰椎椎体骨折及び腰椎圧迫骨折の傷害を負った。原告は、当時の副園長が園内の休憩室の引き戸の開閉を円滑にするため、レール部分に噴霧したシリコンスプレーの潤滑油により床が滑りやすくなっていたこと及び注意喚起等の安全対策が講じられていなかったことが原因であるとして、廿日市市 (以下「被告」という。) に対し、損害賠償金の支払いを求め、令和 6 年 1 0 月 1 1 日に広島地方裁判所に訴えを提起し、係属中であつたが、同裁判所から和解の勧めがあつた。

この和解条項について検討したところ適当と認められるので、和解に応じようとするものである。

2 和解条項

- (1) 被告は、原告に対し、本件解決金として、既払金を除き 1, 2 5 0 万円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、前項の金員を、令和 8 年 1 1 月 3 0 日限り、原告の指定する口座に振り込む方法により支払う。この振込手数料は、被告の負担とする。
- (3) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (4) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は各自の負担とする。

3 根拠法令

地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければ

ばならない。

- ⑫ 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に關すること。

(議案第 7 3 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(維持管理課)

1 提案の要旨

廿日市駅前自転車駐車場、宮内串戸駅前自転車駐車場及び大野浦自転車駐車場の指定管理者の指定期間が、令和 9 年 3 月 3 1 日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市駅前自転車駐車場

宮内串戸駅前自転車駐車場

大野浦自転車駐車場

(2) 指定管理者となる団体の名称

ニップス・アーキエムズ共同事業体

代表者 福岡県福岡市博多区金の隈二丁目 2 4 番 1 0 号

株式会社 ニップス

代表取締役 小 倉 勝 久

構成員 京都府京都市中京区両替町通御池上る龍池町 4 4 9 番地

1

株式会社 アーキエムズ

代表取締役 村 田 雅 明

(3) 指定の期間

令和 9 年 4 月 1 日から

令和 1 9 年 3 月 3 1 日まで

2 根拠法令

議案第 6 9 号説明書に同じ。

(議案第 7 4 号)

財産の取得について

(教 育 委 員 会)

1 提案の要旨

廿日市市立の小学校及び中学校に整備するタブレット端末を買い入れようとするものである。

2 取得する財産

品 名 タブレット端末

数 量 6 7 2 台

3 取得価格 3 6 , 9 6 0 , 0 0 0 円

4 相 手 方 広島市中区袋町 4 番 2 5 号

株式会社 大塚商会広島支店

支店長 真 子 健

5 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 3 条 地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2 , 0 0 0 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1 件 5 , 0 0 0 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

(議案第 7 5 号)

廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 佃祐世委員は、令和 8 年 9 月 3 0 日をもって任期が満了するので、
その後任委員を選任しようとするものである。

(2) 後任委員

佃 祐 世 (再任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

佃 祐 世

長 瀬 正 光

水 野 和 夫

山 口 靖

川 畠 満

2 根拠法令

地方税法

第 4 2 3 条

③ 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の
納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者の
うちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

(諮問第 2 号)

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(人権・市民生活課)

1 提案の要旨

- (1) 河野和夫委員は、令和 8 年 1 月 22 日に死亡し、また、石角剛委員、奥志保江委員、北山若音委員及び吉賀忠雄委員は、令和 8 年 12 月 31 日をもって任期が満了するので、その後任委員を推薦しようとするものである。

(2) 後任委員

石 角 剛 (再任)

奥 志保江 (再任)

木 村 繁 正 (新任)

西 和 子 (新任)

光 廣 敏 樹 (新任)

- (3) 現在の委員は、次のとおりである。

兒 玉 宣 明

前 田 幸 子

梅 本 光 子

中 田 禎 二

石 井 憲 幸

能 島 美 緒

倉 田 耕 三

小早川 雅 子

向井田 さつき

石 角 剛

奥 志保江

北 山 若 音

吉 賀 忠 雄

岡 本 直 美

中 谷 和 義

沖 野 稔 則

2 根拠法令

人権擁護委員法

第 6 条

- ③ 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。